

社会福祉法人錦光福祉会
役員報酬及び旅費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人錦光福祉会の役員等の報酬及び実費弁償費について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員等とは理事・評議員・評議員選任・解任委員及び監事をいう。

(理事の出席)

第3条 役員等が理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が法人業務のため出張する場合は、旅費規則の規程を準用し、旅費を支給する。
2 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

(摘要例外)

第6条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改 正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会・評議員会の議決を経なければならない。

(準 用)

第8条 この規程に定めていない事項については、施設に定める旅費規程を準用することとし、車賃等については園長の額と同等の取り扱いとする。

附則

1. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行し平成 27 年 2 月 22 日より適用する。
2. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1

実費弁償費	
理事	5, 0 0 0 円
評議員	3, 0 0 0 円
監事（監査）	5, 0 0 0 円
<u>評議員選任・解任委員</u>	<u>3, 0 0 0 円</u>